

函館市訓令第 3 号

所 中 一 般
関 係 各 所

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成 5 年函館市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

別表第 3 教育委員会生涯学習部長の項中「主管の」を削る。

附 則

この訓令は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。